

事務連絡  
令和5年12月22日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれましては、旅館をはじめとする特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物をいう。）等におけるトコジラミ対策について、以下の「都道府県等による周知啓発の事例」も参考に、トコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添1）の活用等により、貴管下の旅館業の営業者等に周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、この周知徹底にあたっては、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対して別添2のとおり、（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会に対して別添3のとおり、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会に対して別添4のとおり、それぞれ事務連絡を発出しておりますので、これらの団体と連携していただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### （都道府県等による周知啓発の事例）

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/tokojirami\\_leaf.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/tokojirami_leaf.html)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200245.html>

（別添1）トコジラミ対策の周知チラシ（作成：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）  
旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（発行者：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、（一社）全日本シティホテル連盟（現：（一社）全日本ホテル連盟）、発行協力（一社）日本旅館協会、2013年3月発行資料）

（別添2）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

（別添3）（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

（別添4）（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会宛て事務連絡（本文のみ）

以上